

日本CSR普及協会 第4回研修セミナー

企業の社会的責任（CSR）と独禁法改正 —独禁法改正で重みを増す企業におけるCSR—

日本CSR普及協会の第4回研修セミナーのテーマは、本年の通常国会で独禁法の改正が行われ、企業における公正競争に関するCSRがますます重みを増していることから、CSRと独禁法改正を取り上げます。

平成17年に続いて改正され、課徴金の対象となる行為類型が、これまでのカルテル・支配型私的独占から、排除型私的独占、不当廉売、差別対価、共同の取引拒絶、再販売価格の拘束さらに優越的地位の濫用や不当表示などへ拡大されました。排除型私的独占に広がったことで、殆んど全ての競争者を不公正な手段で排除する行為に対し、金銭的な不利益処分を課することができるようになりました。また、カルテル・談合については、違反を繰り返す事業者への課徴金が割り増しになる一方、課徴金減免制度を拡張して、適切な対応をとる企業をより支援することが改正に盛り込まれています。いずれも、今後の独禁法対応に重大な影響のある改正です。そこで、長年、公取委で独禁法違反事件を手がけられた前犯則調査部長（現神奈川大学教授）細田孝一氏と今回の改正に公取委からの委託調査などで関与された越知保見弁護士をお招きし、CSRの観点から、細田教授からは、過去のカルテル・談合事例をもとに、企業はどう対応すべきだったのか、今後、立入検査、犯則調査、報告命令などにどう対応するのが適切なのか、越知弁護士からは、主として、新たな課徴金対象行為について、今後どのように対応すべきかを検討していただきます。

新しい課徴金対象行為の分野は、正常な競争行動との境界線を引くのが容易でない領域であり、場合によっては、そのような行動が競争行動として正当な理由があることを公取委に説得的に示していくことが求められます。CSRの観点での対応も他の分野の不祥事対応・危機管理的な対応とは区別して考えられなければならないことに留意される必要があります。

2009年7月

日本CSR普及協会 会長 平山 正剛

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 日時 | 2009年9月29日（火） 午後2時から午後5時 |
| 2 | 場所 | TKP東京駅八重洲ビジネスセンター ホール2A
東京都中央区京橋2-9-2 第1ぬ利彦ビル2階
JR東京駅八重洲口より6分 都営地下鉄浅草線「宝町」駅A6より1分 |
| 3 | 内容 | 1) 講演「課徴金対象の拡大で変わる独禁法実務とCSR」
越知保見弁護士（日本CSR普及協会理事・運営委員）
2) 講演「過去の実例と今後のカルテル・入札談合への対応」
細田孝一教授（前公取委反則調査部長・神奈川大学教授）
3) 討論 「独禁法の改正と今後の企業対応」
越知保見弁護士、細田孝一教授
パネリスト 企業関係者予定
コーディネーター 齊藤 誠弁護士 |
| 4 | 主催 | 日本CSR普及協会 後援 日本弁護士連合会（予定） |
| 5 | 定員 | 300名（先着順）—出席された方に受講証を発行します。 |
| 6 | 参加費 | 3000円—法科大学院生無料 当日、申し受けます。 |

----- 日本CSR普及協会 事務局 宛（FAX: 03-3592-0330）切り取り不要 -----

出席を申し込みます。

9月11日（金）までにご回答をお願い致します。

1 ①企業関係者 ②弁護士（登録番号 _____ 所属会 _____） ③その他（ _____ ）

2 住所 〒 _____ (電話) _____
(e-mail) _____

3 氏名 _____ ご所属 _____ (企業名・部署名)

◎問い合わせ先 日本CSR普及協会（電話 03-3504-2551） <http://www.jcsr.jp>

ご提供いただいた個人情報は本セミナーに関する連絡以外には使用しません。

<講演者紹介>

細田孝一教授

細田教授は、昭和 53 年 4 月に公正取引委員会に入局し、平成 21 年 4 月に退官するまでの間、他省庁に出向（経済企画庁、外務省、大蔵省）していた期間を除くと、公正取引委員会でのキャリアの約半分を審査部門で占めたという公取委屈指の審査の大ベテランで、情報収集部門（情報管理室長）から、行政審査部門（審査長）、そして犯則審査部門（犯則審査部長）と、ほとんどの審査部門を歴任しています。平成 17 年改正で新設された犯則審査部の部長として、これまで立件されたすべての犯則事件を指揮してきました。

今回の講演では、カルテル・入札談合についての法改正にも言及しつつ、カルテル・入札談合の犯則事件と通常の審査事件の特徴、企業がどのように審査事件・犯則事件に対応すべきか、課徴金減免制度をどのように活用すべきかを中心に講演して頂く予定です。

越知保見弁護士

越知弁護士は、20 年以上の実務経験を有し、独禁法の研究実績も豊富な独禁法の専門家です。海外(米国・英国)における 4 年以上の勤務経験があり、その間に欧米の競争法の著名事件を取り扱っています。日本では、国内大手法律事務所、外国法共同事業事務所で、国内、国外の多くの独禁法事件に関与してきました。平成 17 年の独禁法改正では、公取委の諮問機関である独禁法研究会の会員をつとめ、平成 21 年の改正でも、公取委から委託で、欧米の独禁法の調査を行うなど改正に関与してきました。また、公取委のシンクタンクである競争政策研究センターの客員研究員も勤め、企業結合・カルテルの分野での重要な研究を発表しています。そのほかにも判例に影響を与えた多数の論文や日米欧の独禁法の比較分析をおこなった「日米欧独占禁止法」などの著作があります。

今回の講演では、新たな課徴金対象行為の改正の概要と企業の対応の仕方を CSR の観点から講演していただく予定です。また、企業結合規制・私訴の証拠開示手続などその他の改正についても言及される予定です。